## 佐伯市有機農産物独自認証基準

制定:令和4年9月1日

一部改正:令和5年3月30日

一部改正:令和6年1月10日

一部改正:令和7年4月1日

(目的)

第 1 条 独自認証は、佐伯市有機農産物独自認証(名称「さいきの恵み」)(以下「独自認証」という)の農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (生産の原則)

第2条 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産における環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

(定義)

第3条 独自認証において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用 語	定義
佐伯市独自認	次条の基準に従い生産された農産物(※飲食料品に限る。)をいう。
証農産物	
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材(日本農林規格有機農産物表 A.1 に掲げるものを
	除く)、農薬(日本農林規格有機農産物表 B.1 に掲げるものを除く)並
	びに土壌、植物類に施されるその他の資材(天然物質又は化学的処理を
	行っていない天然物質に由来するものを除く。)をいう。
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。
	1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同
	じ。)によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
	2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当
	該物質を含有しない場合を含む。)。
組換え DNA	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせ
技術	た組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に投入し、かつ、増殖する
	技術をいう。

※飲食料品とは、野菜、果樹、穀物などの農産物とする。

但し、茶の原料となる農産物の加工は、自家栽培の原料のみを使用し、乾燥、切断、 調整(ふるい)の工程は認証の対象とする。 (生産の方法についての基準)

第4条 佐伯市独自認証農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基準
ほ場	① 対象ほ場は明確に区切られていること。
	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しない措置を取るよう努め
	ること。(当分の間は、措置の内容は問わない。) また、農薬等の飛来
	に対する緩衝地帯は以下を努力基準とする。
	・近隣での動力噴霧機等による薬剤散布等は1m以上
	・ドローンによる薬剤散布等は3 m以上
	・ヘリ防除による薬剤散布等は 6 m以上
	② 独自認証基準による栽培と慣行栽培を交互に行わないこと。
	③ 多年生植物にあっては、収穫前1年以上使用禁止資材が使用されてい
	ないこと。その他の農産物に関しては、播種又は植え付前3か月以上
	の間、独自認証基準の一般管理の項に従ってほ場の管理を行っている
	こと。
	④ ほ場で使用する水に関しては、使用禁止資材に汚染されない措置を取
	るよう努めること。(当分の間は、措置の内容は問わない。)
ほ場に使用す	① 使用する種子及び苗は有機栽培(独自認証基準も含む)に従って栽培
る種子又は苗	されたものを使用することを基本とする。
等	② ①の種子及び苗が手に入らない場合は、使用禁止資材を使用するこ
	となく生産された種や苗を使用することができる。
	③ ②の種子及び苗が手に入らない場合又は品種の維持更新に必要な場
	合は使用禁止資材の使用に関わらず生産された種や最も若齢の苗を使
	用することができる。(当分の間)
	④ 災害及び病害虫による被害により植え付ける苗がない場合は又は種
	子の供給がなく苗等でのみ供給される場合は、使用禁止資材の使用及び
	最も若齢に関わらず生産された苗を使用することができる。
	⑤ 上記の種子及び苗は組換え DNA 技術を用いて生産されていないもの
	であること。
ほ場における	① 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又
肥培管理	は、当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機
	能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の
	維持増進を図ること。
	② 上記の方法のみによっては農地の生産力を維持できない場合は日本農
	林規格有機農産物表 A.1 の肥料及び土壌改良資材を使用することがで
	きる。

## ほ場における ① 耕種的防除(作物及び品種の選定、作付時期の調整、その他農作物の 栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制す 有害動植物防 除 ることを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を 行うことをいう。) ② 物理的防除(光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ (製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの に限る)、生分解性マルチ、プラスチックマルチ(使用後に取り除く こと)を使用する方法、人力若しくは機械的な方法等により有害動植 物の防除を行うことをいう。) ③ 生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害 動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有 害動植物を抑制する効果のある植物の導入又はその生育に適するよう な環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。 ④ 上記の防除方法の組み合わせを行っても効果がない場合は日本農林規 格有機農産物表 B.1 の農薬(組換え DNA をもちいて製造されたもの を除く)を使用することができる。 一般管理 土壌、植物に使用禁止資材を施さないこと。 育苗管理 育苗を行う場合(ほ場において育苗を行う場合を除く。)にあっては、周 辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しない措置を取るよう努めるこ と。(当分の間は、措置の内容は問わない。) その用土として次の1から3 までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管 理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に 従い管理を行うこと。 1 この表ほ場の項の基準に適合したほ場の土壌 2 この表ほ場の項の基準と同等の一定の区域で採取され、採取後におい ても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 表 A.1 の肥料及び土壌改良資材 収穫後の管理 ① 認証農産物と非認証農産物が混合しない措置をとること。 ② 収穫後に使用禁止資材に汚染されないこと。 茶の加工 ① 茶の乾燥、製茶に使用する原料は、独自認証に認められた農産物、か つ自家栽培の農産物のみとする。 ② 加工工程で使用禁止資材の混入、流入、飛散がないこと。

## 附則

- 1. ほ場における有害動植物の項の②の生分解マルチについては日本農林規格有機農産物では使用できないが当分の間は使用を認める。
- 2. 独自認証は定期的に見直しを行う。